

社会福祉法人・更生保護法人・学校法人の 法人事業税・法人県民税について

公益法人等が収益事業を行う場合は、原則として、法人事業税及び法人県民税が課税されますが、社会福祉法人、更生保護法人及び学校法人（私立学校法第152条第5項の専修学校及び各種学校を含む。）については、下記のとおりです。

		A 収益事業を行っている	B 収益事業を行っていない
法人事業税		課 税	非課税
法人 県民税	法人税割	課税 又は 非課税	非課税
	均 等 割	課税 又は 非課税	非課税



所得金額の90%以上を本来の事業に充てている場合（その所得金額がなく本来の事業に充てていない場合を含む。）、法人県民税（法人税割・均等割）は非課税となります。

※非課税になるか否かの判定においては、「法人県民税の課税・非課税の判定表」（以下「判定表」という。）を使用してください。

収益事業を行っている場合は、納付すべき税額の有無に関わらず、事業年度終了の日から2か月以内に申告納付してください。

申告の際、申告書、決算書などの添付書類と併せて、判定表も提出してください。

※行っている事業活動が「収益事業」に該当するか否かは、管轄の税務署にご確認ください。

◆ 税率等

事業 税	適用区分	事業税率	特別法人事業税率
	年400万円以下の所得	3.5%	37%
	年400万円超～800万円以下の所得	5.3%	
	年800万円超の所得	7.0%	
法人 税割	法人の区分	税率	
	法人税額が年1,000万円を超える法人	1.8%	
	上記以外の法人	1.0%	

※令和元年10月1日以後に開始した事業年度から適用。当該事業年度以前の税率は、税務課ホームページでご確認ください。

※法人事業税は所得金額に、特別法人事業税は法人事業税額に、法人税割は法人税額に税率を乗じた額になります。

均等割	年額 20,500円
-----	------------

お問い合わせ先（受付：平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

- | | | | |
|------------|----------------|------------|----------------|
| ・ 安芸県税事務所 | ☎ 0887-34-1161 | ・ 中央東県税事務所 | ☎ 088-866-8500 |
| ・ 中央西県税事務所 | ☎ 088-821-4652 | ・ 須崎県税事務所 | ☎ 0889-42-2366 |
| ・ 幡多県税事務所 | ☎ 0880-35-5972 | | |